

災害時における海上輸送体制の確保に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と石狩湾漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、豪雨、豪雪その他の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、市民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲が乙に対して行うこととなる協力要請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 石狩市域において災害が発生し、海上輸送を行う必要が生じた場合
- (2) 災害時相互応援協定を締結している自治体において災害が発生し、当該自治体から甲に対して海上輸送の要請があった場合
- (3) 災害対策基本法に基づき、災害の発生した自治体から北海道を通じて甲に対して海上輸送の要請があった場合

（要請方法）

第2条 甲は、災害時における海上輸送手段の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送を必要とする物資等の数量及び輸送開始日時
- (3) 輸送経路の概要
- (4) その他必要な事項

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに文書をもって要請するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったとき、又は災害対策基本法及び災害時相互応援協定による甲に対する応援要請に基づき、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由がある場合を除き、他の業務に優先し、次の各号に掲げる事項の実現に努めるものとする。

- (1) 船舶の手配に関すること。
- (2) 港の確保に関すること。
- (3) 荷役の確保に関すること。
- (4) その他海上輸送手段の確保に必要な事項に関すること。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、市民生活の早期安定に寄与するものとする。

(物資等の受渡し場所)

第6条 甲乙は、物資等の受渡し場所について必要の都度協議するものとする。

(経費の負担)

第7条 輸送に要する経費の負担は、第1条第1号においては甲が、同条第2号及び第3号においては甲の立替支弁も含め、応援を要請した自治体が負担する。この場合において、輸送に要する経費は、災害発生直前における適正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 甲乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第9条 甲乙は、第2条の規定による協力要請を、緊急時において确实かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議の上定めるものとする。

(協定期間と更新)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、翌年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様に取り扱うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保存するものとする。

平成21年6月10日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市厚田区厚田7番地4
石狩湾漁業協同組合

代表理事組合長 中 村 東 伍